

## ～ 狩猟や管理捕獲等を行う皆様へ ～

狩猟や管理捕獲等を行う際には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）を遵守し、適正で安全な狩猟及び管理捕獲について再確認を行い、細心の注意を払って実施してください。

**主な鳥獣保護管理法の禁止・制限事項<違反した場合>**                      管理捕獲の場合は従事者証等要確認

- A ... 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金                      C ... 50万円以下の罰金  
 B ... 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金                      D ... 30万円以下の罰金

A	捕獲禁止の場所	鳥獣保護区（特別保護地区を含む）、休猟区、公道、公園等、社寺境内、墓地、捕獲禁止区域
A	銃猟禁止の場所・時間・方向	特定猟具使用禁止区域、市街・人家密集場所、人の多く集まる場所、日の出前・日没後、人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶その他乗物への銃猟
A	わな猟禁止の場所	特定猟具使用禁止区域（わな・銃）
A	危険猟法の使用	爆発物、劇薬、毒薬、据銃、危険なわな、危険な落とし穴
A	捕獲が禁止されている鳥獣	非狩猟鳥獣（雛・卵を含む）、狩猟鳥類の雛・卵、狩猟期間外の狩猟鳥獣
B	禁止猟法	下欄参照
B	譲渡の禁止等	違法捕獲物の譲渡譲受、ヤマドリの販売
C	狩猟の承諾等が必要な場所	垣・柵・その他の囲いのある土地、作物のある土地、猟区
D	無標識網・わなの禁止	網・わな猟具に住所・氏名・都道府県知事名、登録年度、登録番号を縦横1cm以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識
D	報告等の義務等	登録証・記章の携帯・提示、住所変更などの届出、登録証の返納及び捕獲報告、鳥獣保護区などの標識の移転・汚損・毀損・除去

**罰金刑以上の刑が確定すると、狩猟免許は自動的に失効となり、さらに失効から3年間は狩猟免許を受けることができません。なお、刑の有無に関わらず、違法な狩猟行為はすべて免許取消等の処分対象となります。**

**過去、山梨県内でも違法な狩猟が摘発され狩猟免許失効等の処分が行われています。**

### 禁止されている猟法一覧

- クキウサギ及びノウサギ以外の狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法。
- 口径の長さが10番以上の銃器を使用する方法。
- 飛行中の飛行機、運行中の自動車、5ノット以上のモーターボートから銃器を使用する方法。
- 3発以上の実包を充填することのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法。
- 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカにあっては口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法。
- 空気散弾銃を使用する方法。
- 鳥類、ヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法。
- イノシシ及びニホンジカを捕獲する場合で、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな、締付け防止金具が装着されていないくくりわな、よりもどしが装着されていないくくりわな、ワイヤーの直径が4ミリメートル未満のくくりわな、おしを使用する方法。
- イノシシ及びニホンジカ以外の獣類を捕獲する場合で、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな、締付け防止金具が装着されていないくくりわな、おしを使用する方法。
- 同時に3以上のわなを使用する方法。
- とらばさみを使用する方法。
- つりばり又はとりもちを使用する方法。
- 弓矢を使用する方法。
- 法定猟法を使用しないで犬を使用して捕獲する方法。
- キジ笛を使用する方法。
- ヤマドリ及びキジを捕獲するため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法。